14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五八八を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあっては〇・三〇一を、その他の市町村にあっては〇・二九四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一九七を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあっては〇・一五三、その他の市町村にあっては〇・〇七八を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一五〇を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇三〇を控除した数、算式オ⑵に係る密度補正の密度から〇・一一五を控除した数及び算式オ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇三一を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

第九条第十五項中「〇・〇五〇」を「〇・〇五一」に、「〇・一七一」を「〇・一七二」に、「〇・三六七」を「〇・三六九」に改め、同条第十六項中「〇・〇〇六九」を「〇・〇〇五七」に、「〇・一一八」を「〇・一〇八」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇二五」に、「〇・一五五」を「〇・一三三」に改め、同条第十七項中「〇・八六四」を「〇・八六九」に改め、同条第十八項中「三・七〇一」を「三・七八四」に、「〇・五八〇」を「〇・五九二」に改め、同条第十九項中「〇・〇五一九」を「〇・〇五二五」に、「〇・〇二二二」を「〇・〇二五一」に改め、同条第二十項中「〇・〇三一四」を「〇・〇三五三」に改め、同条第二十一項中「〇・〇五三」を「〇・〇五七」に改める。

第十条第八項中「一・三九二」を「一・三七八」に、「六・七三七七」を「六・六六九四」に改め、同条第九項中「〇・七七三」を「〇・七六八」に改め、同条第十項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第十一項中「平成二十三年五月一日」を「平成二十四年五月一日」に改め、同条第十二項中「〇・八六〇」を「〇・八六二」に改め、同条第十九項算式中「0.6」を「0.4」に、「2.28」を「2.27」に改め、同項算式の符号中「補正率ア」を「補正率」に、「平成17年人口」を「平成22年人口」に改める。

第十一条第一項第一号㈠中「平成十七年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「平成十七年人口集中地区人口」という。）」を「平成二十二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「平成二十二年人口集中地区人口」という。）」に、「平成十七年人口集中地区人口に係る点数」を「平成二十二年人口集中地区人口に係る点数」に改め、同号㈠⑴の表中「当該市町村」を「各市町村」に、「平成17年10月1日現在における人口集中地区人口（以下「平成17年人口集中地区人口」という。）」を「平成22年10月1日現在における人口集中地区人口（以下「平成22年人口集中地区人口」という。）」に改め、同号㈠⑵の表中「95未満」を「96未満」に、「B×0.90−40.50」を「B×0.98−49.00」に、「95以上」を「96以上」に、「B−50」を「B×1.25−75.00」に、「平成17年」を「平成22年」に、「D鉱業、E建設業及びF製造業」を「C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業及びE製造業」に、「G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業、I運輸業、J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店・宿泊業、N医療・福祉、O教育・学習支援業、P複合サービス事業、Qサービス業（他に分類されないもの）及びS分類不能」を「F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）及びT分類不能」に改め、同号㈠㈢の表を次のように改める。

C の 区 分	算 式
100未満	C×0.280
100以上200未満	C×0.070+21
200以上300未満	C×0.090+17
300以上	C×0.040+32

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　宅地平均価格指数（全宅地の平均価格（平成24年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を35,613円で除して得た率に100を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調書に記載されている宅地の平均価格（同調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が1.5以上2.0未満となるものにあっては1.50を、その他の市町村にあっては1.00をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

第十一条第一項第一号㈠㈣の表算式の符号中「平成17年国勢調査報告」を「平成22年国勢調査報告」に改め、「15歳以上」を冠し、「平成17年人口」を「平成22年人口」に改め、同号㈠⑴の表算式の符号中「平成19年度分」を「平成24年度分」に改め、同号㈠⑵の表算式の符号中「平成17年人口」を「平成22年人口」に改め、同号㈠⑶の表中「D×4.20−189.00」を「D×5.25−262.50」に、「70以上95未満」を「70以上96未満」に、「D×3.32−127.40」を「D×3.19−118.30」に、「95以上」を「96以上」に、「D×2.50−50.00」を「D×3.00−100.00」に改め、同号㈠④の表中「5.00」を「5.50」に、「E×0.90＋41」を「E×0.85＋46」に改め、同項第二号㈠中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年産業分類別就業者数」を「平成二十二年産業分類別就業者数」に改め、同号㈡中「平成十七年度分（東京都三宅村にあっては平成十二年度分）」を「平成二十二年度分」に改め、同項第三号㈠中「平成十七年産業分類別就業者数」を「平成二十二年産業分類別就業者数」に、「B林業及びC漁業」を「A農業、林業のうち林業及びB漁業」に改め、同号㈡中「平成十七年二月一日現在（東京都三宅村にあっては平成十二年八月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在」に改め、同条第三項中「平成十七年十月二日」を「平成二十二年十月二日」に改め、同条第四項中「平成十七年十月二日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年産業分類別就業者数」を「平成二十二年産業分類別就業者数」に改める。

第十一条の二第一項中「0.157」を「0.156」に、「0.158」を「0.157」に改め、同条第二項中「1.20」を「1.19」に、「地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第1項第1号並びに同条第2項及び第3項の規定の例による。）に係る別表第一に定める率」を「当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第1項第1号並びに第2項及び第3項の規定の例による。）につき別表第1に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「0.1218」を「0.1225」に、「0.2759」を「0.2773」に、「平成22年に発生した激甚災害に係る同条第1項の市町村としての告示があった」を「平成23年に発生した激甚災害に係る同条第1項の告示（平成23年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第1号に限る。）があった都道府県又は法附則第9条の2の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項で定める特定被災地方公共団体である」に、「1.989」を「1.571」に、「139千円」を「185千円」に、「0.9949」を「0.0050」を「0.0051」に、「3.600」を「3.500」に、「94.8」を「95.0」に、「2.600」を「2.500」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「0.1218」を「0.1225」に、「0.2759」を「0.2773」に、「平成22年に発生した激甚災害に係る同条第1項の市町村としての告示があった」を「平成23年に発生した激甚災害に係る同条第1項の告示（平成23年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第1号に限る。）があった都道府県又は法附則第9条の2の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項で定める特定被災地方公共団体である」に、「1.989」を「1.571」に、「139千円」を「185千円」に、「6.8」を「5.3」に、「平成11年度」を「平成12年度」に、「平成23年度分」を「平成24